

各 位

国際石油開発株式会社
 代表取締役社長 松尾 邦彦
 (コード番号：1604)
 問合せ先：広報室長 井上 裕
 (電話：03-5448-1201)

株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 16 年 10 月 12 日開催の取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類 当社普通株式
- (2) 売出株式数 国内売出しによる売出数 249,201 株
 海外売出しによる売出数 94,524 株
 ただし、上記 及び における株式の数の最終的な内訳は、上記 及び を合計した 343,725 株(以下「総売出数」という。)の範囲内で、需要状況を勘案の上、下記(3)記載の売出価格決定日に決定される。
- (3) 売出価格 未定
 なお、売出価格は、仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成 16 年 11 月 8 日(以下「売出価格決定日」という。)に決定される。
- (4) 売出人及び 国内売出し 石油公団 249,201 株
 売出株式数 海外売出し 石油公団 94,524 株
- (5) 売出方法 国内売出し
 国内における一般向け売出しとし、大和証券エスエムビーシー株式会社、日興シティグループ証券株式会社、野村証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券会社東京支店、UFJ つばさ証券株式会社、新光証券株式会社、三菱証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMBC フレンド証券株式会社、東海東京証券株式会社、岡三証券株式会社、丸三証券株式会社、いちよし証券株式会社、コスモ証券株式会社、藍澤証券株式会社、モルガン・スタンレー証券会社東京支店、水戸証券株式会社、立花証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社、ワールド日栄フロンティア証券株式会社、松井証券株式会社、UBS 証券会社、高木証券株式会社、極東証券株式会社、エース証券株式会社、リテラ・クリア証券株式会社、中央証券株式会社、そしあす証券株式会社、ライブドア証券株式会社、日の出証券株式会社、イー・トレード証券株式会社、丸八証券株式会社、クレディスイスファーストボストン証券会社東京支店、内藤証券株式会社及び J.P. モルガン証券会社東京支店に買取引受させる。
 海外売出し
 海外における売出しは、欧州及び米国を中心とする海外市場における売出し(ただし、米国においては、1933 年米国証券法ルール 144A に基づく適格機関投資家に対する私募のみとする。)とし、Daiwa Securities SMBC Europe Limited、Goldman Sachs International、Citigroup Global Markets Limited 及び Nomura International plc を海外共同主幹事引受会社とする海外幹事引受会社に総額個別買取引受させる。
- (6) 申込期間 平成 16 年 11 月 9 日(火曜日)から
 平成 16 年 11 月 12 日(金曜日)まで
- (7) 受渡期日 平成 16 年 11 月 17 日(水曜日)
- (8) 申込株数単位 1 株
- (9) その他 国内売出しについては、証券取引法による届出の効力発生が条件となる。

以 上

ご注意：本記者発表文は一般に公表するための記者発表文であり、当社株式への投資勧誘を目的に作成されたものでも、日本におけるいかなる有価証券の公募を構成するものでもありません。当社株式への投資を行う際は、必ず「株式売出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に米国内で公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載された英文目論見書が用いられ、その英文目論見書は発行会社又は売出人より入手することができます。なお、本件については米国における証券の公募は行われません。

【ご参考】

1. 売出し概要

(1) 売出人及び 売出株式数	当社普通株式 国内売出しによる売出分 海外売出しによる売出分	石油公団 249,201 株 石油公団 94,524 株
(2) 需要の申告期間	平成 16 年 10 月 26 日（火曜日）から 平成 16 年 11 月 5 日（金曜日）まで	
(3) 価格決定日	平成 16 年 11 月 8 日（月曜日）	
(4) 申込期間	平成 16 年 11 月 9 日（火曜日）から 平成 16 年 11 月 12 日（金曜日）まで	
(5) 株券受渡期日	平成 16 年 11 月 17 日（水曜日）	

2. 株主への利益配分

- (1) 利益配分の基本方針
当社は、株主に対する利益還元と財政基盤の強化のバランスに配慮しながら安定的配当を行うことを基本方針としております。その結果、配当を開始した第 11 期から第 39 期（平成 16 年 3 月期）まで継続配当を行っております。
- (2) 内部留保資金の用途
内部留保につきましては、新規埋蔵量の確保を目指した効率的な投資に有効活用し、インドネシア共和国をはじめ、海外における石油・天然ガス等の探鉱、開発等に対する投資に充当していく予定であります。
- (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策
積極的に株主への利益還元を実施いたしたいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。
- (4) 過去の 3 決算期間の配当状況(単体情報)

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	45,044.66 円	45,779.20 円	47,959.97 円
1 株当たり配当金 (1 株当たり中間配当金)	10,000 円 (-)	10,000 円 (-)	10,000 円 (-)
実績配当性向	22.2%	21.8%	20.9%
株主資本当期純利益率	12.2%	11.4%	11.0%
株主資本配当率	2.6%	2.4%	2.2%

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 株主資本当期純利益率は、当期純利益を株主資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、株主資本配当率は配当総額を期末の株主資本で除した数値であります。
3. 平成 16 年 5 月 18 日付で、1 株を 3 株とする株式分割を行いました。
4. 平成 15 年 3 月期から、1 株当たり当期純利益の算定に当たっては、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。
5. 上記株式分割に伴い、東京証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(の部)の作成上の留意点について」(平成 16 年 8 月 16 日付東証上審第 460 号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の 1 株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。下表では、平成 14 年 3 月期以前の当該数値については、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しておりません。
- なお、平成 14 年 3 月期以前の当該数値(1 株当たり配当金については全ての数値)については、新日本監査法人の監査を受けておりません。

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	15,014.88 円	15,259.73 円	15,986.65 円
1 株当たり配当金 (1 株当たり中間配当金)	3,333 円 (-)	3,333 円 (-)	3,333 円 (-)

ご注意：本記者発表文は一般に公表するための記者発表文であり、当社株式への投資勧誘を目的に作成されたものでも、日本におけるいかなる有価証券の公募を構成するものでもありません。当社株式への投資を行う際は、必ず「株式売出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に米国内で公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載された英文目論見書が用いられ、その英文目論見書は発行会社又は売出人より入手することができます。なお、本件については米国における証券の公募は行われません。

3. 配分の基本方針

販売に当たっては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、売出価格若しくはそれ以上の需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

4. その他

今回の売出しにおいては、当社の従業員持株会に対して国内売出し株式数 249,201 株のうち一定の株式を販売する予定であります。

(注)「2.株主への利益配分」における今後の利益配当にかかる部分は、一定の配当などを約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：本記者発表文は一般に公表するための記者発表文であり、当社株式への投資勧誘を目的に作成されたものでも、日本におけるいかなる有価証券の公募を構成するものでもありません。当社株式への投資を行う際は、必ず「株式売出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に米国内で公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載された英文目論見書が用いられ、その英文目論見書は発行会社又は売出人より入手することができます。なお、本件については米国における証券の公募は行われません。